

規 則

第1章 公認大会

(基 準)

第1条 長野県内のトライアスロン競技（デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む）大会の公認等の認定基準は、理事会において決定をするものとする。

(公 認 料)

第2条 認定を受けた大会主催者は、別に定める公認料を長野県トライアスロン協会へ納入することにより公認されたものとする。

(派 遣)

第3条 公認された大会には、役員、審判等を派遣し大会運営の指導及び協力をする。

(後 援)

第4条 後援等の認定基準その他は、別に理事会においてこれを決するものとする。

第2章 選手派遣

(派遣基準)

第5条 長野県代表選手として日本選手権等の大会へ派遣される選手は、当協

会の会員であって、当協会公認大会において成績の優秀な者又は専門委員会からの推薦を受けた者で、理事会の承認を得て決定される。
なお、専門委員会の推薦する選手の基準は別に派遣基準を定め、これに準じて推薦する選手の選定をおこなう。

(代表選手)

第6条

第5条の規定より派遣が決定された選手は、長野県トライアスロン協会の代表選手として常に恥じる事の無いよう自覚をもち、なお且つ長野県の競技力向上のために貢献するものとする。

(補 助)

第7条

長野県トライアスロン協会の代表として派遣が決定された選手に対して、当協会より若干の補助ができるものとする。

第3章 会 費

(会費金額)

第8条

当協会の会費は、長野県トライアスロン協会定款により会員から毎事業年度に別途JTU会員登録ホームページに示す会費を徴収するものとする。但し、事業年度途中の入会は1年分の会費の納入を必要とする。

会員 個人会員（一般）

（高校生・ジュニア）

※別途、登録手数料必要

(徴収方法)

第9条 会費の納入については、オンライン手続きのみとする。登録と入金を確認出来た時点で、事務局よりメールにて登録完了通知を送付する。

(変更)

第10条 会費の金額を変更する場合は、理事会の承認を必要とし、承認後は遅滞なく会員(個人会員・特別会員)及び賛助会員宛てにメール配信およびホームページにて通知するものとする。

第4章 旅 費

(旅費規程)

第11条 協会員が協会の用務で移動する場合には下記により交通費補助、謝金を支給する。

(1) 長野市またはその近隣で開催される理事会、評議員会、各専門委員会、県スポーツ協会等関係団体主催の会議等に出席する役員、会員に支給する交通費補助、謝金の金額は次のとおりとする。

交通費 北信地区：1,000円 東信地区：3,000円
 中信地区：3,000円 南信地区：4,000円
 ※木曽地域は南信とする

謝 金 1,000円

(2) 県内で開催される大会の競技役員に支給する交通費補助、謝金の金額は次のとおりとする。

交通費

(北信開催) 北信地区：2,000円 東信地区：4,000円

中信地区：4,000円 南信地区：6,000円

(東信開催) 北信地区：4,000円 東信地区：2,000円

中信地区：4,000円 南信地区：4,000円

(中信開催) 北信地区：4,000円 東信地区：4,000円

中信地区：2,000円 南信地区：3,000円

(南信開催) 北信地区：6,000円 東信地区：4,000円

中信地区：3,000円 南信地区：2,000円

謝 金 宿泊なし：1日あたり2,000円

宿泊あり：1日あたり1,500円

なお、会議に係る日当は1000円とする。

なお、諏訪湖大会については、諏訪湖大会実行委員会規定によるものとする。

(3) 各専門委員会が開催する記録会、講習会に運営役員として参加する場合は、上記(2)に準ずるほか県補助事業の場合その事務取扱いにより交通費補助、謝金を支給する。

なお、講師については：1日あたり5,000円とする。

(4) J T U、北信越ブロック等、他県で開催される会議に出席もしくは大会に審判として派遣される場合、支給する旅費、謝金については次のとおりとする。ただし、主催者から支給される場合は請求できない。

交通費：実費(新幹線・特急利用の場合は指定席までとする)

なお、審判派遣については一律一人5,000円

宿泊費：10,000円上限とするが主催者指定の場合はそれによる。

謝 金：宿泊なし：1日あたり2,000円

宿泊あり：1日あたり1,500円

ほか、県補助事業による派遣の場合その事務取扱いによるものとする。

(5) 日本選手権等に参加する協会代表、監督、コーチ、トレーナー、選手については、旅費、謝金として20,000円を支給する。
ただし、2028長野国スポまでは、海外競技会出場支援補助事業及び国内競技会出場支援補助事業による補助により支給できるものとする。
また、帯同指導者についても、これに準じ支給できるものとするが、競技会開催地が遠隔地である場合は、別途協議とする。

(6) 国スポに参加する協会代表、監督、コーチ、トレーナー、選手については、交通費が別途支給されるため、謝金のみ支給するものとし（選手を除く）、金額は次のとおりとする。

謝 金：宿泊なし：1日あたり2,000円

宿泊あり：1日あたり1,500円

(7) 国スポ等全国規模で開催される競技大会に応援参加する協会員については、事前申請により理事長が認めた者に限り交通費補助3,000円を支給する。

(8) 長野県トライアスロン協会の専門委員会が主催する国スポや日本選手権等に向けた選手の強化合宿などに係る交通費、宿泊費については、監督、コーチ、トレーナー、正選手、補欠選手とも協会が応分を負担する。

県内開催での交通費、謝金については、上記(2)に準ずるほか県補助事業の場合その事務取扱いによるものとするが、選手への謝金は支給しない。

なお、ふるさと登録の県外在住選手の交通費等は、30,000円を上限とし、実費支給できるものとする。

(9) 上記(1)～(8)に該当しない事項のときは、上記に準じるものとし、その都度、事務局が理事長と協議して決定する。

以上、

附 則

- 1、この規則(旧規定)は平成元年9月1日から施行する。
- 2、平成4年4月11日 一部改正、翌日より施行する。
- 3、平成6年7月2日 一部改正、翌日より施行する。
- 4、平成7年1月21日 細則を規則(旧規定)に加え一部改正、翌日より施行する。
- 5、平成19年9月29日 一部改正及び支部規定廃止並びに規定から規則へ変更、翌日より施行する。
- 6、平成27年3月7日 一部改正、翌日より施行する。
- 7、平成27年8月9日 一部改正、翌日より施行する。
- 8、令和元年5月26日 一部改正、翌日より施行する。
- 9、令和4年5月22日 一部改正、翌日より施行する。
- 10、令和4年10月31日 一部改正、翌日より施行する。
- 11、令和5年4月30日 一部改正、翌日より施行する。
- 12、令和5年8月6日 一部改正、翌日より施行する。
- 13、令和6年4月28日 一部改正、翌日より施行する。
- 14、令和6年8月4日 一部改正、翌日より施行する。

これは長野県トライアスロン協会の規則原本である。

長野県トライアスロン協会

会 長 小 林 洋

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協会は、長野県トライアスロン協会（NAGANO TRIATHLON ASSOCIATION=略称NTA）と称する。

(統 轄)

第2条 当協会は、長野県におけるトライアスロン競技（デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む）を統轄及び代表する団体であり、社団法人 日本トライアスロン連合（=略称JTU）に加盟する。

(事務局の所在地)

第3条 当協会事務局の所在地は、長野県長野市に置くものとする。

(目 的)

第4条 当協会は、トライアスロン競技の普及および振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第5条 当協会は、第4条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 長野県内のトライアスロン（デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む）競技団体への指導及びその行事(大会開催等)の指導

- (2) トライアスロン競技の競技会の開催
- (3) トライアスロン競技の技術講習及び指導者の養成
- (4) トライアスロン競技に関する調査・研究
- (5) 別に定めるトライアスロン競技の大会等への参加役員及び選手の選定、派遣
- (6) 会報の発行
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

第2章 会 員

(資 格)

第6条 当協会の会員は、長野県内に住所をもつトライアスロン競技の愛好者とする。但し、県外の住所であっても長野県内に存する企業に勤務する場合には当協会へ会員登録ができるものとする。

(種 別)

第7条 当協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 一般会員 県下に在住、勤務、通学、または主たる活動地とする満15歳以上のトライアスロン愛好家
- (2) 高校生会員 県下に在住、通学、または主たる活動地とする高校生
- (3) ジュニア会員 県下に在住、通学、または主たる活動地とする小中学生

(入会及び会費)

第8条 当協会へ入会(会員登録)を希望する者は、オンライン手続きに従い会費を納入することにより入会(会員登録)する。

第3章 役員

(種別及び員数)

第9条 当協会に、次の役員を置く。但し、必要に応じて名誉会長、顧問、参与を置くことができるものとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副 理 事 長 若干名
- (5) 理 事 10 名以上 20 名以内
- (6) 評 議 員 第10条4項の定めによる
- (7) 監 事 2 名

(選 任)

第10条 当協会の会長及び副会長は、理事会において推挙し、評議員会の議決により選任する。

- 2、理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議決により選任する。
- 3、理事は、評議員会において次の各号の中から選出し、評議員会の議決により選任する。

- (1) 学識経験者

(2) 地域団体または各専門委員会からの推薦を受けた者

(3) 会長の委嘱による者

4、評議員は、地域団体等の推薦を受け会長が委嘱した者5名以上10名以内とする。

但し、特に必要がある場合には増員する事ができるものとする。

5、監事は評議員会において承認をし、会長が委嘱する。

(職 務)

第11条 会長は、当協会を代表し、協会の業務を統轄する。

2、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。但し、会長があらかじめ指名した者がいるときには、その順序により職務を代行する。

3、理事長は、当協会の業務を掌理し、及び当協会の業務を執行する。

4、理事長は、会長及び副会長に事故があるときには、その職務を代行する。また、理事長に事故があるときには、副理事長が互選により、その職務を代行する。

5、理事は、理事会を組織し当協会の業務を審議し執行する。

6、評議員は、評議員会を組織し、当協会の業務を審議し議決する。

7、監事は、当協会の業務執行の状況及び、会計を監査する。

(任 期)

第12条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2、増員により、又は補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

3、役員は、辞任により第9条第1項の員数を下回った場合には、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第4章 会 議

(種 別)

第13条 当協会の会議は、評議員会及び理事会とし、会長が招集する。

(評議員会)

第14条 評議員会の議長は、その会議に出席した評議員の互選により選出する。

2、評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

3、定時評議員会は事業年度終結の後2ヶ月以内に開催をし、臨時評議員会は必要に応じて開催をする。

4、評議員会は、出席評議員及び委任出席をあわせ全評議員総数の2分の1以上をもって成立する。

5、評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

6、評議員会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収入支出予算に関する事項

(2) 事業報告及び収入支出決算に関する事項

(3) 定款の制定及び改廃に関する事項

7、評議員会は次の事項を提案及び議決することができる。

(1) 当協会の事業及び業務の執行に関する主要な事項

(理 事 会)

第15条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2、理事会は必要に応じ開催し、出席理事及び委任出席をあわせ全理事の総数の2分の1以上をもって成立する。

3、理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。但し、

可否同数の場合には議長の決するところによる。

4、理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 定款ほか規則等諸規定の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、会長が特に付議した事項

(5) 理事長は、事案につき緊急の必要があり、かつ理事会の開催をする暇のなき場合には、副理事長と協議のうえ先決、及びその決済（予備費を支出）をすることができる。但し緊急にとられた先決処置は臨時のものであって、次の理事会において同意を得られない場合にはその効力を失う。また、緊急の決済については、事後に理事会の承認を得なければならない。

第5章 会 計

(事業年度)

第16条 当協会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(経 費)

第17条 当協会は、会費、事業収入、補助金・寄付金およびその他の収入により経費に充てることとする。

(事業計画及び予算)

第18条 当協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごと

に作成し、評議員会の議決を経なければならない。

第7章 専門委員会

(事業報告及び決算)

第19条 当協会の、事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し監事の監査を受け、評議員会の議決を経なければならない。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第20条 当協会に、この協会の事務を処理するため事務局を設置し、第3条の事務所にて業務を遂行する。

2、事務局には、事務局長および若干名の事務局員を置くことが出来る。

(職員の任命)

第21条 事務局長の任命は会長がおこなう。

2、事務局員の任命は、事務局長が必要に応じてこれをおこなう。

(服務及び運営規程)

第22条 事務局員の服務及び事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別にこれを定める。

(専門委員会の設置)

第23条 当協会の事業遂行のために必要がある場合には、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができるものとする。

(委員会規定)

第24条 専門委員会の運営に関する諸規定は、理事会において別にこれを定める。

第8章 補 則

(定款変更)

第25条 この定款を改正及び廃止等の変更をするには、評議員会の議決を要するものとする。

(規則その他)

第26条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に関し必要と認められる規則及び細則等の諸規定の制定及び改廃をするには、理事会においてこれを定めることができるものとする。

以上

附 則

- 1、 この定款（旧規約）は平成元年7月15日から施行する。
- 2、 平成元年度の事業（旧会計年度）は第16条（旧規約第17条）の規定にかかわらず協会設立の日から同年12月31日までとする。
- 3、 平成 4年 4月11日 一部改正、翌日より施行する。
- 4、 平成 7年 1月 21日 一部改正、翌日より施行する。
- 5、 平成 12年 5月13日 一部改正、翌日より施行する。
- 6、 平成19年9月29日 一部改正及び支規約から定款へ変更、翌日より施行する。
- 7、 平成21年5月30日 一部改正、翌日より施行する。
- 8、 平成27年3月7日一部改正、翌日より施行する。
- 9、 令和元年5月26日 一部改正、翌日より施行する。

これは

長野県トライアスロン協会 の **定款原本** である。

長野県トライアスロン協会

会 長 小 林 洋
